

申立人が所有する旧避難指示解除準備区域（檜葉町）の山林の立木について、申立人の陳述、農地法上の転用許可書、現地の写真撮影報告書等をもとに、立木の種類及びその数量（割合）を個別に認定し、東京電力による直接賠償を上回る財物損害が賠償された事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目及び期間について、和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを確認する。

### 2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項所定の損害項目（同項所定の期間に限る。）についての損害賠償金として、金1164万3124円の支払義務があることを認める。

### 3 支払方法

（省略）

### 4 確認条項

申立人及び被申立人は、第1項記載の財物について、仮に本和解による賠償がその価額の全部の賠償である場合でも、その支払いにかかわらず所有権は移転しないことを相互に確認する。

### 5 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

- （1）本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- （2）本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

### 6 手続費用

本件手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成27年10月26日

（別紙物件目録省略）

（仲介委員 北川雅男）

## 別紙(申立人X)

損害項目	内訳	期間 (元号・平成)	金額 (単位・円)	備考
財物賠償	別紙物件目録1の 雑種地		6,450	
	同2の山林		331,200	
	同2の立木		367,412	
	同3の山林		131,400	
	同3の立木		153,038	
	同4の山林		938,250	
	同4の立木		885,083	
	同5の畑		218,850	
	同5の立木		266,997	
	同6の山林		7,800	
	同7の山林		143,850	
	同7の立木		175,497	
	同8の山林		2,151,150	
	同8の立木		1,434,100	
	同9の山林		48,300	
	同9の立木		58,926	
	同10の山林		937,350	
	同10の立木		1,143,567	
	同11の山林		563,550	
	同11の立木		438,067	
	同12の山林		91,050	
	同12の立木		57,665	
	同13の山林		415,500	
同13の立木		506,910		
同14の山林		77,100		
同14の立木		94,062		
小計			11,643,124	